盛岡広域振興局長告示第35号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。 平成26年4月22日

盛岡広域振興局長 杉 原 永 康

- 1 工区に含まれる地域の名称 第6工区 紫波郡矢巾町大字藤沢第1地割20番1の一部、22番1の一部、23番1の一部、24番1、24番2の一部、26番1、26番2の一部、32番1、32番2の一部、33番1、33番2の一部、34番1、34番2、34番3の一部、53番1、53番2の一部、54番、55番、56番1、58番、59番1、59番2の一部、79番1、79番2の一部、80番、81番、82番、83番、85番1、85番2の一部、104番1、104番2、104番3、104番5、104番6、105番、114番1、115番、116番、117番、118番、120番の一部、133番1、134番1、135番1、135番2、139番の一部、145番の一部、149番の一部及び150番の一部並びに大字藤沢第2地割219番2の一部、220番2の一部及び239番の一部並びに大字藤沢第6地割52番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称
 - (1) 盛岡市羽場10地割100番地3 株式会社ベルプラス
 - (2) 盛岡市中央通三丁目17番21号 ダイナステージ株式会社
 - (3) 紫波郡矢巾町大字藤沢第2地割71番地 佐々木 嘉七
 - (4) 紫波郡矢巾町大字藤沢第2地割71番地 佐々木 和久